

令和5年

第1回志賀町議会定例会

会 議 録

志賀町議会

令和5年第1回志賀町議会定例会会議録

令和5年2月28日、第1回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時00分 開会)

(出席議員14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝							
副	町	長	庄	田	義	則					
教	育	長	間	嶋	正	剛					
参		与	新	田	辰	巳					
総	務	課	長	山	下	光	雄				
富	来	支	所	長	関	田	勝	行			
企	画	財	政	課	長	村	井	直			
デ	ジ	タ	ル	情	報	課	長	今	村	浩	一
税	務	課	長	中	田	龍	一				
住	民	課	長	西		清	孝				

子育て支援課長	平野雅巳
健康福祉課長	宮下隆
環境安全課長	吉村満
商工観光課長	福田秀勝
農林水産課長	大谷清樹
まち整備課長	山内勉
富来病院事務長	藤井専
会計管理者(会計課長)	平井清
学校教育課長	荒川仁
生涯学習課長	大畑喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎茂男
議会事務局参事	向井徹
議会事務局主幹	坂上大輔

(議事日程)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出 議案第 3 号ないし第 32 号 (提案理由説明)
- 日程第 5 町長提出 議案第 23 号及び第 24 号 (質疑・委員会付託・討論・採決)

(開 会 ・ 開 議)

南正紀議長 ただ今の出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、令和5年第1回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

南正紀議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、6番 寺井強君、7番 堂下健一君を指名します。

日程第2 会期の決定

南正紀議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの18日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月17日までの18日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

南正紀議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第4 町長提出 議案第3号ないし第32号（提案理由説明）

南正紀議長 次に、本日町長から提出のありました、議案第3号ないし第32号を一括して議題とします。

以上の各案に対する提案理由の説明を求めます。

小泉勝町長 議長。

南正紀議長 小泉町長。

小泉勝町長 令和5年第1回志賀町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、はじめに、記録的な寒波の影響による水道管の凍結被害についてであります。

ご承知のとおり、先月末に、10年に1度といわれる大寒波の到来により、能登地域を中心に水道管の凍結による漏水が多発し、約1万世帯が断水するなどの被害に見舞われました。

本町でも、1月26日未明に西海・西浦地区において配水量の異常を検知したことから、同日早朝から職員を招集し、特に配水池の水位の低下が著しい富来地域を中心に漏水状況の一斉調査を実施しました。

調査は、2日間にかけて町消防団にもご協力をいただき、漏水箇所の特定を行い、バルブを閉めるなどの対応を行ったことにより、配水池の水位が上がり、1月31日には全面復旧しましたが、その間、西浦地区において断水することとなり、大変ご不便をおかけしました。

今回の大寒波は、気象予報などで予測されたことから、予め防災無線やタウンメール、ライン等により、水道管の凍結防止対策について周知を行いました。また、5年前の寒波では空き家の漏水が多かったことから、職員が事前に空き家を巡回し、止水するなどの対応も行いましたが、最低気温マイナス6度が続くなど、予想を超える寒気により、人家において漏水が多発する事態となりました。

町では、今回の経験を教訓に、注意喚起を促す広報の強化や水道管の凍結防止対策の周知、被害が発生した場合の体制や効果的な対応などについてマニュアル化し、町民の大切なライフライン確保のため、今後も最善を尽くしていきたいと考えております。

また、今回の漏水被害により、2月分の水道使用料金が高額になる家庭や企業などに対しては、過去の使用量などと比較して、漏水したと考えられる料金の減免率を現行の5割から8割に引き上げる特例措置を講じ、下水道料金は、漏水量の全額を減免して負担軽減を図っていきたいと考えております。

今回、漏水調査にご協力をいただいた町消防団員の皆様、また、給水所の設置にあたり、給水車や給水パックを提供していただいた新潟県柏崎市、白山市の皆様には、この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。

次に、火災の予防についてであります。

本年に入り、県内で火災が多発しており、本町においても2月13日に建物1棟を全焼する火災が発生しました。

このため、町では火災予防を強化するため、タウンメールやライン、チラシ等で注意喚起を行っているほか、消防団員が毎月15日に実施している巡回広報の回数を増やすなど、予防啓発に努めているところであります。

火災発生の原因はさまざまですが、「寝たばこを絶対にしない」、「ストーブの周りには燃えやすいものを置かない」、「コンロを使う時は、火のそばを離れない」、「コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く」などのちょっとした心がけで火災を防ぐことができます。

まだまだ火災が起こりやすい時節が続きますが、町民の皆様には、大切な命や財産を守るため、火災の予防にご協力をくださるよう、お願いをいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大から4年目を迎え、国では、経済活動と感染拡大防止の両立に向け、5月8日から感染症法上の位置づけを結核、SARS並みに危険度が高い2類から、季節性インフルエンザなどと同じ、5類に移行する方針を決定しました。

また、マスク着用の考え方を見直し、3月13日から着用については、個人の判断によることを基本とし、受診時や医療機関、高齢者施設を訪問する時など、必要に応じた着用が推奨されております。

さらに、文部科学省は、本年度の卒業式に関して、出席する児童生徒及び教職員は、「マスクを外すことを基本とする」との方針を示し、町でもこの方針に従い、小中学校の卒業式は、感染症対策を講じながら、国歌や校歌斉唱などの場面を除き、マスクをしないことを基本としました。

新型コロナ感染症対策も大きな転換期を迎えますが、町民の皆様には、コロナが収束した訳ではないということにご留意いただき、引き続き、手洗いなどの基本的な感染症対策をお願いいたします。

また、マスクの着用については、個人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、また、主体的な判断が尊重されるよう、配慮をお願いいたします。町としては、今後、国が示す5類移行に伴う医療体制や支援策などの方針を注視し、県や関係機関と連携し、適切に対応していきます。

次に、マイナンバーカードの普及状況及びマイナンバーカードを活用したデジタル化の推進についてであります。

本町では、昨年4月からマイナンバーカードの普及率を引き上げることを目的に、新規のカード取得者及び既にカードを持っている方に対し、一人あたり5,000円の給付金を支給する町独自の普及促進事業を実施してきました。

事業の実施に併せ、役場本庁舎と富来支所に専用窓口を設置し、また、町内郵便局と連携して顔写真の撮影や申請のサポートを行い、さらには、地域で5人以上の希望者がいれば、出張して申請を受け付けるなど、町民の皆様がスムーズに申請できるように体制を整えてきました。

こうした取り組みや国のマイナポイント事業の効果もあり、本年1月末の本町の申請率は、82.8パーセント、交付率は、73.1パーセントとなりました。

交付率は、昨年3月末から30パーセント余り上昇しており、その結果、全国の市区町村の中で87番目、県内では加賀市、珠洲市に次ぐ3番目の交付率となっております。

マイナンバーカードは、本人確認書類や健康保険証として使用でき、コンビニなどで各種証明書が取得できるほか、今月6日からは、マイナポータルを通じた転出届の提出や転入予定の市区町村への来庁予定の予約が可能となり、このサービスを利用する方は、転出にあたり、役場窓口への来庁が原則不要になりました。

このように、マイナンバーカードの活用範囲が広がっている中で、さらに、町では、国が進めている「デジタルガバメント実行計画」等に基づき、子育てや介護、高齢者福祉関係など43の手続きについて、マイナポータルを活用したオンライン申請が可能となる仕組みを構築しており、4月1日から本格運用を予定しております。

これらの手続きには、マイナンバーカードが必要となりますが、申請のために役場まで出向くことなく、パソコンやスマートフォンから申請手続きができるようになります。

今後、申請可能な手続きの内容や、利用方法などについて、広報等により周知し、町民の皆様にカードを保有していただけるような環境整備に努めていきます。

また、国では、令和3年5月に制定された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、令和7年度までに、児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳などの20項目について全国的に統一化した標準システムを構築、移行することとしており、国の動きに併せて、町でも来年度から本格的に準備を進めていきます。

全国的に標準化されることによって、独自にシステム開発と運用をする必要がなくなるため、経費などのコスト削減、業務フローの見直しによる行政運営の効率化、オンライン化が広く実現され、住民の利便性の向上にもつながるものと考えております。

次に、地域経済対策についてであります。

町では、コロナ禍やウクライナ情勢に伴う燃料・物価高騰等が地域経済活動にダメージを与えていることから、町民の皆様への支援策として「地域元気券」の発行、また、燃油価格の高騰を受け、燃料の大きな節約や運賃等への価格転嫁が困難な状況にある運送事業者や旅客船事業者に対し、事業継続を支援するため、運送事業者等燃油価格高騰対策支援事業を実施してきました。

しかしながら、燃料・物価の高騰に加え、電気料金の値上げは、町民生活をはじめ、町内における事業者や立地企業等に大きな影響を与えており、町内企業からも支援について要望が出されているところであります。

町としては、今回の状況は全国的なものであり、国や県の経済対策の動向を注視しながら、どのような支援が必要か検討していきたいと考えております。

次に、道の駅とぎ海街道のリニューアルオープンについてであります。

町では、アフターコロナを見据え、魅力的な観光誘客に繋げるため、昨年5月から老朽化した道の駅「とぎ海街道」の全面改修を行っており、来月18日のリニューアルオープンに向け、準備を進めております。

飲食スペースでは、可動式の日よけテント、いわゆるオーニングを設置した外部テラス席を設け、快適な空間を提供するほか、新たな看板メニューも準備しております。

販売スペースでは、ケーブルドラムを活用した販売棚を使用し、購入意欲を掻き立てる陳列や町の優良特産品の品数を充実させるなど、「道の駅」のさらなる魅力アップを目指します。

また、新年度には、隣接する世界一長いベンチの改修も予定しており、周辺一帯を賑わい創出スポットとして、交流人口の拡大に繋げていきます。

次に、本町における立地企業の状況についてであります。

最近の原料高騰、電気料金の値上げは、本町の各企業にとって、企業努力だけでは吸収できず、大変厳しい状況となっております。

この厳しい状況の中で、能登中核工業団地のあずま一植物工場株式会社では、残念ながら本年3月をもって生産を停止し、今後は、植物工場のメリットを十分に提供できる商品開発に取り組み、再稼働を目指すとの報告を受けております。

一方で、上田鍍金株式会社北陸工場では、電気自動車向け部品のめっき加工を行う工場の増設工事が3月末で完了し、4月以降の稼働に向け、新たな雇用も見込まれております。

また、西山台地内において順調に工事が進められている大洋農産加工株式会社においては、4月下旬の農産物加工場の稼働を目指しております。

この加工場が本格的に稼働することにより、地元で収穫されるサツマイモやかぼちゃなどの農産物が、ペーストやダイスカットに一次加工され、安定した販売が見込まれることにより、生産者の意欲の向上に繋がるものと期待をしているところであります。

今後も、新たな企業誘致はもとより、既存企業へも側面からサポートし、雇用の場の確保や地元経済の活性化に繋げていきたいと考えております。

次に、みらいとうぶDブロックの分譲募集についてであります。

昨年12月から着手している、すばる幼稚園横の「みらいとうぶDブロック」10区画の造成工事については、擁壁、側溝などの本体工事をほぼ終え、公園整備、舗装工事を残すのみとなり、3月末の工事完了を予定しております。

このDブロックの分譲販売の募集については、3月末から行うこととしており、町ホームページや広報しかに加え、新聞の折り込みチラシなども活用して広く周知を図り、新年度から拡充する県内一の奨励金制度も併せてPRすることにより、早期の完売を目指していきます。

住宅地の造成事業については、先に分譲したみらいとうぶAからCブロックが短期間で完売した実績もあり、若者の移住・定住に効果が認められることから、Dブロック10区画の販売状況を見ながら、志賀小学校近郊で取得した新たな用地の造成についても、検討していきたいと考えております。

次に、志賀原子力発電所についてであります。

昨年12月23日に開催された志賀原子力発電所2号機の新規制基準への適合性に関する審査会合では、福浦断層付近にある断層の活動性の有無が議題となり

ましたが、北陸電力は、10月の現地調査で規制委員会から求められた敷地内断層のデータ拡充状況の説明も行ったと聞いております。

今後も、北陸電力には、今まで以上に丁寧な説明に努め、しっかりと対応するよう求めています。

また、原子力規制委員会には、科学的根拠に基づいた厳格な審査を行っていただけ、住民の納得と理解が得られるよう、説明責任を果たしていただきたいと思っております。

続きまして、令和5年度の当初予算案について、その概要をご説明いたします。

はじめに、令和5年度の予算編成については、国・県の施策や予算動向を踏まえつつ、原子力発電所に関わる税の減収や町施設における物価・電気料金の高騰を織り込みながら、子育て支援や町の賑わい創出に重点を置き、町民ニーズに即した事業の選択と集中に努めました。

その結果、一般会計では、対前年度比1,000万円増の122億8,000万円、特別会計・企業会計を合わせた総額は、対前年度比2パーセント増の238億9,240万5,000円の予算となっております。

まず、歳入についてであります。自主財源の根幹をなす町税収入については、個人住民税の増収は見込めるものの、大規模償却資産にかかる固定資産税が約1億円の減額となることにより、町税全体で約6,800万円の減収を見込んでおります。

地方交付税については、地方財政計画において一般財源総額が前年を上回る額が確保されたことなどから、対前年度7,000万円増の30億7,000万円を見込んでおります。

町債については、新年度の借入額が臨時財政対策債を除き、5億9,270万円となり、対前年1,380万円の減となりましたが、今後は、羽咋郡市広域圏事務組合における新ごみ処理施設の建設などにかかる負担金の増加が見込まれることから、過疎対策事業債など、交付税算入率が高い有利な地方債の活用により、財源の確保に努めていきます。

次に、歳出について主な施策をご説明いたします。

はじめに、若者の移住定住の促進についてであります。

現在、造成工事を進めている「みらいとうぶDブロック」については、4月10日から分譲を開始する予定ですが、みらいとうぶ定住促進奨励金について、現行の子ども加算金を上限2人まで40万円を3人まで60万円に、住宅の新築にあたり、町内の建築事業者を利用した場合の加算金を上限50万円から60万円に拡充することとしており、奨励金の合計額は、転入者で最大370万円が400万円に、町内在住者では、250万円が260万円に引き上げられることとなります。

このように、奨励金の拡充なども積極的にPRしながら販売促進を図り、移住・定住の促進につなげていきたいと考えております。

なお、みらいとうぶ以外の町内の移住・定住者についても、みらいとうぶ同様に奨励金を拡充し、さらなる移住・定住の促進を図るものであります。

次に、観光やスポーツによる交流人口の拡大についてであります。

町では、昨年から、とぎ道の駅海街道周辺エリアの再整備に着手しており、昨年10月には「さくら貝資料館」を先行オープンし、現在、道の駅のリニューアルなどを進めております。

新年度においては、隣接する「世界一長いベンチ」の全面改修を予定しており、石川県産産登ヒバの集成材を使用し、イスの座面を全て取り替えるほか、案内看板については、本町と連携協定を締結している金沢美術工芸大学にデザインを依頼し、志賀町らしさを表現することとしております。

さらに、賑わい創出イベント開催事業費補助金として、引き続き、イルミネーション「ときめき桜貝廊2023」の開催を支援するほか、新規事業として、民間、任意団体等が事業主体として開催する花火大会に、志賀地域、富来地域それぞれ上限200万円を補助する「花火大会支援事業」を計上しております。

また、スポーツによる交流人口の拡大については、スケートボードなどのアーバンスポーツに特化したニュースポーツ場を整備することとしており、新年度では、多目的に利用できるフラットエリアの整備に着手することとしております。

加えて、これまで懸案であった事業地一帯の借地を解消するにあたり、地元区の詳細が得られたことから、土地を購入し、とぎ道の駅周辺一帯を本町の観

光やニュースポーツの重要拠点として付加価値を上げ、賑わいの創出に繋げていきたいと考えております。

次に、結婚・子育てサポートの充実についてであります。

国では、令和5年度から「子ども家庭庁」が設置されますが、町では、このような国の動きを見据え、昨年4月から先行して「子育て支援課」を設置し、子ども・子育てに関する対応をワンストップで行っております。

新年度においては、国の令和4年度2次補正により創設された「出産・子育て応援給付金給付事業」を実施し、妊娠から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援を行い、併せて妊娠時、出産時にそれぞれ5万円を支給することとしております。

さらに、町独自の新規事業として、出産おめでとう祝金給付事業を実施し、令和5年4月1日以降に生まれた子どもに対し、これまでの出産祝い金に加え、15万円を支給することで、子どもを産み育てる家庭を経済的に支援してまいります。

そのほか、子ども医療費助成事業や不妊・不育治療費助成事業、妊産婦医療費助成事業など、県内でもトップクラスの手厚い子育て支援策を継続して実施し、更なる妊娠・出産・子育て環境の充実を図っていききたいと考えております。

また、学校給食においては、物価の高騰によって、賄材料費が値上がりしておりますが、その上昇分については、保護者の負担を求めることなく、財政措置を講じていきたいと考えております。

次に、トキ生息環境整備モデル事業についてであります。

町では、トキ放鳥受入れに向けたモデル地区に、コウノトリが営巣した近隣地域で選定を進めてきましたが、先月、水田の一部で化学肥料、化学合成農薬を5割軽減した特別栽培米の取り組みを行っている尊保地区に承諾をいただきました。

今年度は、12月議会で議決をいただいた補助金を活用し、魚道の設置や畦畔の機械除草の整備に加え、トキ放鳥の先進地である新潟県佐渡市への研修など、尊保地区の農業者の皆様のトキ放鳥に向けた意識の醸成、環境整備の取り組みについて理解を深めていただくこととしております。

新年度は、県補助金に加え、引き続き町単独費を上乗せして予算を計上して

おり、餌場環境の整備や餌となる生き物の生息環境調査など、トキ放鳥受入れに向けた取り組みを実践していきます。

そのほか、新規事業としては、がんアピアランス支援事業として、医療用ウィッグと乳房補整具の購入費用の一部を助成し、がんに罹患された方の治療と就労や社会参加等の両立を支援して、生活の質の向上を図っていきます。

さらに、町内2級河川の洪水ハザードマップを作成し、防災体制の充実を図っていくほか、老朽化した道路構造物の点検、改修を行う道路メンテナンス事業や、緊急性の高い町道の改修、町道融雪設備整備事業等により交通ネットワークの充実を図っていきます。

また、本年の10月から県内全市町で国民文化祭である「いしかわ百万石国民文化祭 2023」が開催されます。

本町においては、仮称ではありますが、和牛サミット in 志賀を開催し、全国から和牛飼育農家を招き、トークイベントと全国の和牛販売会を実施するほか、町所蔵の版画作品巡回展を予定しており、たくさんの方々が本町へ足を運んでいただくことを期待するものであります。

以上、一般会計の主要な施策を申し上げましたが、特別会計及び企業会計では、住民の重要なインフラである上下水道施設の整備促進や富来病院での医療機器の更新など、引き続き住民生活に直結する施策を実施し、住民福祉の向上を図っていきますので、議員各位におかれましては、今後とも、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

続いて、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件について、その大要をご説明いたします。

案件は、令和4年度の各会計の補正予算をはじめ、条例の制定及び改正、議決の一部変更、財産の取得、令和5年度の各会計の当初予算の計30件の議案であります。

議案第3号 令和4年度志賀町一般会計補正予算（第8号）については、歳入では、調定見込による町民税、軽自動車税、市町村たばこ税をはじめ、国の補正予算に伴う国庫補助金や補正予算債、追加交付による普通交付税を増額する一方で、事業費の確定見込による国・県支出金、基金繰入金を減額し、歳出では、国の補正予算に伴う県営ほ場整備事業や担い手確保・経営強化支援事業

のほか、光熱費の高騰に伴うアクアパーク「シ・オン」の指定管理料や公共施設等整備基金積立金を増額する一方で、各事業の精算見込による事業費の減額を主として、所要額を補正するものであります。

議案第4号から議案第9号までは、令和4年度の各特別会計及び企業会計の補正予算であり、いずれも事業の確定及び精算見込みにより、所要額を補正するものであります。

議案第10号 志賀町個人情報保護法施行条例については、個人情報の保護に関する法律の改正により、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールによって取り扱われることとなったことから、既存の条例を廃止し、新たに条例を制定するものであります。

議案第11号 志賀町情報公開及び個人情報保護審査会条例については、既存条例の廃止に伴う志賀町情報公開条例の一部改正により、志賀町情報公開及び個人情報保護審査会の設置規定がなくなることから、新たに同審査会の設置を定める条例を制定するものであります。

議案第12号 志賀町犯罪被害者等支援条例については、犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、町、町民及び事業者等の責務を明確にすると共に、犯罪被害者等の支援施策に係る基本事項を定め、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える安全・安心な地域社会の形成を目的として条例を制定するものであります。

議案第13号 志賀町防災センター条例の一部を改正する条例については、放射線防護施設である旧下甘田保育園を防災センターとして位置づけ、管理運営するため、所要の改正を行うものであります。

議案第14号 志賀町交流センター条例及び志賀町体育施設条例の一部を改正する条例については、旧志加浦小、旧土田小の各体育館及び現在、体育施設として管理している加茂、稗造、西浦の各体育館を地域交流センターとして位置づけて管理運営するため、所要の改正を行うものであります。

議案第15号 志賀町地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例については、福浦コミュニティセンターの廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第16号 志賀町保育所条例の一部を改正する条例については、今年度末

をもって中甘田保育園を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第17号 志賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び民法改正に伴う厚生労働省令の施行に伴い、当該条例が引用する条項にずれが生じるため、所要の改正を行うものであります。

議案第18号 志賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び議案第19号 志賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、いずれも児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正省令及びこどものバス送迎・安全徹底プランによる改正府省令等の施行に伴い、各条例で定める基準の変更及びバス送迎時における安全管理規定等を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第20号 志賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、健康保険法施行令の一部改正により、出産育児一時金の額が引き上げられたため、所要の改正を行うものであります。

議案第21号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、県の示す国保事業費納付金及び標準保険料率を踏まえ、現行税率等との乖離を段階的に解消するため、所得割額及び平等割額の見直しを行うこと、また、地方税法等の改正に伴い課税限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

議案第22号 志賀町給水条例の一部を改正する条例については、民法改正に伴い、ライフラインの設備設置権等に関する規定が整備されたことにより、給水装置工事に係る利害関係人の同意書等の提出要件を変更するため、所要の改正を行うものであります。

議案第23号 「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更については、令和4年第3回定例会で議決をいただいた上棚出橋橋梁補修工事に係る請負契約の変更を行うものであります。

変更内容については、請負業者との協議により、週休2日制が選択されたため、県要領に基づき、当初設計額に補正係数を乗じること及びアスファルト舗

装打替工に係る舗装厚の変更等に伴い、請負額を増額するもので、契約金額を436万1,500円増額し、6,120万4,000円に変更するものであります。

議案第24号 財産の取得については、除雪トラックを購入するにあたり、UDトラック株式会社 金沢カスタマーセンター カスタマーセンター長 村上和也から、3,168万円で取得するものであります。

議案第25号から議案第32号までは、一般会計ほか7会計の令和5年度の当初予算についてであります。

予算の内容については、説明を省略させていただきますが、細部につきましては、別途、予算審議の場においてご説明申し上げます。

以上、提出案件の概要説明とさせていただきますが、詳細については、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

南正紀議長 説明を終わります。

日程第5 町長提出 議案第23号及び第24号（質疑・委員会付託・討論・採決）

南正紀議長 ただ今、町長から提出されました議案のうち、議案第23号及び第24号を一括して議題とします。

（ 質 疑 ）

南正紀議長 これより、各案に対する質疑を許します。

（質疑なし）

南正紀議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

（ 委 員 会 付 託 省 略 ）

南正紀議長 お諮りします。

両案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

南正紀議長 これより、両案に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南正紀議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

南正紀議長 これより、採決します。

いずれも採決は、起立によって行います。

まず、町長提出 議案第23号 「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更について(上棚出橋橋梁補修工事)を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

南正紀議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第24号 財産の取得について「除雪トラック」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

南正紀議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(休 会)

南正紀議長 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明3月1日から6日までの6日間は、休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、明3月1日から6日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、3月7日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時36分 散会)

議 長 報 告

1 議長報告第2号

例月出納検査の結果について

(令和4年12月26日実施)

(令和5年1月24日実施)

2 議長報告第3号

財政援助団体等監査の結果について

3 議長報告第4号

入札結果調書について

(令和5年2月2日 4件)

(令和5年2月9日 1件)

(令和5年2月22日 3件)